



三 戸 漁 業 協 同 組 合

内共第45号第5種共同漁業権遊漁規則



三戸漁業協同組合内共第45号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三戸漁業協同組合の有する内共第45号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うぐい、いわな、やまめ、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、投網、持網、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請が^あつたときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第9条に規定する場合を除き、投網、持網の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕^あに著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。



(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
い わ な や ま め う な ぎ	4月1日から9月30日まで
あ ゆ	7月1日から10月31日まで
こ い う ぐ い	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
い わ な、や ま め	15c m
こ い	15c m
う な ぎ	30c m



(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、うなぎ うぐい、やまめ こい、いわな	手釣・竿釣	1日 400円、1年 3000円
同上	投網 持網	1日 1000円 1年 5000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に係わらず、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
中学生徒並びに肢体不自由者	第1項に規定する1/2に相当する額

3 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 組合の事務所 三戸郡三戸町大字同心町字金堀17番地4

(2) 組合が指定した以下の遊漁承認証販売所

テルイスports 三戸郡三戸町大字川守田字沖中6-4

モリシンホームプラザ2号店 三戸郡田子町大字田子字天神堂向41-13

まべち釣具店 八戸市下長8-2-38

河原釣具店 八戸市石堂4-4-31

かんぶんホームセンター 三戸郡南部町大字大向字後樽20-3



(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
捕

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ又は以降その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

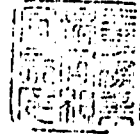


遊 漁 承 認 証

表

裏

<p>遊 漁 承 認 証 No.</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">遊</td> <td style="padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">漁</td> <td style="padding: 5px;">(氏名)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">者</td> <td></td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚 種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: right;">三戸漁業協同組合 印</p>	遊	(住所)	漁	(氏名)	者		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この承認証は他人に貸与してはならない。 2. この承認証は遊漁中携帯するものとする。 3. 遊漁中は他人に迷惑となる行為をしては ならない。 4. 遊漁中監視員の要求があったときはこの 証を提示しなければならない。 5. 全長15cm以下の、やまめ及びいわな 全長15cm以下の、こい 全長30cm以下の、うなぎ は、これを採捕してはならない。 捕
遊	(住所)						
漁	(氏名)						
者							



漁 場 監 視 員 証

<p>漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" data-bbox="258 716 760 907"><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>住所</td></tr></table> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>三戸漁業協同組合 印</p>	氏名	住所	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. この監視員証は他人に貸与してはならない。2. この監視員証は監視中は必ず携帯しなければならない。3. 組合員証並は遊漁者より要求があるときは、この証を提示しなければならない。
氏名			
住所			



三戸漁業協同組合内共第45号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正 (案)	現行
<p>第5条第3項</p> <p>(1) 組合の事務所 三戸郡三戸町大字同心町字金堀17番地4</p> <p>(2) 組合が指定した以下の遊漁承認証販売所</p> <p>テルイスポーツ 三戸郡三戸町大字川守田字沖中6-4 モリシンホームプラザ2号店 三戸郡田子町大字田子字天神堂向41-13 まべち釣具店 八戸市下長8-2-38 河原釣具店 八戸市石堂4-4-31 かんぶんホームセンター 三戸郡南部町大字大向字後橋20-3 削除</p>	<p>第5条第3項</p> <p>(1) 組合の事務所 三戸郡三戸町大字八日町43</p> <p>(2) 組合が指定した以下の遊漁承認証販売所</p> <p>テルイスポーツ 三戸郡三戸町大字川守田字沖中6-4 モリシンホームプラザ2号店 三戸郡田子町大字田子字天神堂向41-13 まべち釣具店 八戸市下長8-2-38 ワイズ八戸店 八戸市小中野4-1-47 かんぶんホームセンター 三戸郡南部町大字大向字後橋20-3 平山商店 三戸郡田子町大字原字道ノ下38</p>